

FUJIEDA ROTARY CLUB Weekly Bulletin

例会：毎週水曜日 小杉苑 藤枝市青木2-2-48 TEL 054-641-3321
事務局：藤枝市青木1-9-16 TEL 054-647-2300 FAX 054-647-2040

会長：柳原寿男 副会長：鈴木廣利
幹事：宮川邦光 副幹事：松葉隆夫



2004-2005年度
RIテーマ

ロータリーを
祝おう

100年の歩み

グレンE.エステス・シニア



梅(菊川町にて)

[写真提供：青島克郎君]

第1620回

CELEBRATE
ROTARY



<ソング> 我等の生業

<ソングリーダー> 望月 俊昭君

会長挨拶

柳原 寿男君

前回の例会で次年度国際奉仕委員長村松英昭君より、青少年交換学生の受け入れに関連したお話がありました。過去に2回、交換学生を引き受けられてホームステイを体験されたそうですが、遺憾ながら、ほかのロータリアンからは何らの協力も得られなかったそうです。大いに反省しなければなりません。藤枝RCとしてお引き受けした以上、各自が出来る事で助け合う必要があります。

言葉が分からないとか、食事をはじめとして風俗習慣の違いを気にするあまり、ともすれば外国人学生の受け入れに消極的なのが、今迄の私共でした。今年8月にブラジルから高校生、GRANERO(グラネロと発音)君を受け入れることとなります。確かに未経験故の不安が沢山あります。

家内のボウリング仲間に、ブラジルから働きに来ている青年達がいるとのことでした。家内に「食べ物」について聞かせてみました。

1. 主食として固目のご飯に(米は日本米のように美味しくない)色々な豆(ビーンズ)例えば白いんげんをトマトソースで煮たものをかけ、混ぜて食べていた。
2. 日本に来てからラーメン(塩か醤油味)焼そば、チャーハン、パスタ、お好み焼きになじんだ。
3. 酢の物、甘酢あんかけ、酢豚は苦手。
4. トマトソースや塩味が好まれるが、味噌味は好きではない。

5. 肉類は何でもよく、かなりのボリュームを平らげる。
6. 野菜サラダOK。
7. 海(海岸)から遠かったので、海の魚を口にする事は少なかった。
8. しかし、日本に住んで寿司も食べられるようになった。あちらでも「スシブーム」だとのこと。

ホームステイを引き受ける会員が、なかなか見つからない現状ですが、各人が夕食招待などはいかがでしょうか。自宅への招待にちゅうちょしても、ラーメン屋か焼肉屋へ連れて行くのなら出来そうです。ひとりが月に一晩だけお付き合いを願えたらと、提案します。

言葉のことは、もともと日本語を勉強しにくるのだから、我々は堂々と日本語で話し、通じなければ身振り手振りがあります。この際、勇気を出して、出来る事に少しでも係り合うことが大切だと思います。

2月9日、仲田廣志国際奉仕委員長は、卓話の中で青少年交換学生について次のように述べられています。

(こらから留学する学生と、帰国された学生を比べてみると、これから留学しようとしている学生はごく普通の学生だが、留学から帰った人は、外国で一人で一年間過ごし、言葉も分からないまま様々の経験と苦勞をした結果、大きな自信を得た姿がありありと見られる。ロータリーの青少年交換事業は本当に素晴らしいプログラムだと思

う。)

一人の人生に未永くかなりのインパクトを与える此の事業に、会員皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

幹事報告

宮川 邦光君

- 国際ロータリー第2620地区インターアクト小委員会青島克郎次年度委員長より次年度委員長会議の案内が届いております。
- 松任ロータリークラブより今後は白山ロータリークラブに名称変更するお知らせが届いております。
- ROTARIAN 3月号の英語版が届いております。
- 藤枝市国際友好協会より平成17年度役員会の報告書が届いております。

出席報告

松葉 隆夫君

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
26 / 41 63.41%	31 / 41 75.61%

(1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)

○岩崎君 ○後藤君 ○成瀬君 ○青島克君
○増田君 ○石垣君 ○望月晃君 浅川君
板倉君 酒向君 鈴木晶君 鈴木舜君 仲田晃君
望月志君 山田君

(2)メイクアップ者

村松 宏一君(静岡日本平)

ビジター

殿村 元二郎君(藤枝南)

会員卓話

池ノ谷 敏正君

商法の度重なる改正の中、昨年10月1日から「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替



に関する法律の一部を改正する法律」のうち、商

法に関する部分が施行されました。

この施行によって、主に次の制度が改正されました。

1. 株券不発行制度が導入されました。
2. 増資等新株発行の効力発生日が払込期日の翌日から払込期日当日になりました。
3. 株主名簿の閉鎖制度が廃止され、基準日の制度になりました。

この中で最も大きな改正ともいえる株券不発行制度について、少しご説明致します。

- (1) 定款に「株券を発行しない」旨の定めを設ければ(このような会社を「株券廃止会社」といいます。)株券を発行しなくてよくなりました。
- (2) 定款に「株券譲渡制度の定め」をもうけている会社又は全ての株主から株券不所持の申出が為されているため株券を発行していない会社(このような会社を「準株券廃止会社」といいます。)は、定款に株券不発行の定めを設けていなくても、株主から請求がない限り、株券の発行をしなくてもよくなりました。
- (3) 株券の保管振替制度を利用している公開会社においては、平成16年6月9日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日に「株券を発行しない旨の定款変更決議をした」ものと見なされ、定款変更は不要となります。なお、公開会社について施行が遅れるのは、新しい振替制度のためのコンピューターシステムの構築等に期間を要するためです。

この改正により、株式譲渡制限会社は株券の不発行が認められた訳ですが、株式の譲渡の際には株券を従来どおり発行せねばならないことになりなく、その様な煩わしさを避けるため、株券を廃止した方が望ましい会社はきちんと定款を整備した方が良いでしょう。

一方、株券廃止会社の株式の譲渡及び質入は、株券が存在しないので意思表示のみで行われ、株

主名簿の記載又は記録が会社及び第三者への対抗要件となります。ですから、株券を廃止したら会社としても株主名簿の整備、管理が今まで以上に重要になりますので注意が必要です。

詳細につきましては、お気軽に当事務所へお問い合わせ下さい。

(担当 / 桜井富)